

平成26年4月14日
春日井市立中央台小学校長
水 野 義 成

異常気象時の登下校について

見出しの件につきまして、下記のように対応しますので、ご承知ください。

記

(台風などで暴風警報が発令された時)

1 「暴風警報」が「春日井市」に発令された場合

(「愛知県全域」「愛知県西部全域」「尾張東部全域」「春日井市」
のいずれかで発令された場合)

- (1) 午前7時までに警報が解除された時は、平常通り授業を行います。
※ 前日中に給食中止を決定したとき → 弁当を持参してください。
※ 前日中に給食中止を決定しなかったとき → 給食があります。
- (2) 午前7時以降午前11時までに警報が解除された時は、5時間目から授業を行います。
- (3) 午前11時を過ぎてもなお警報が解除されない時は、当日の授業を中止します。

2 登校後に、暴風警報が発令された場合

- (1) 発令時の気象情報から判断して、児童を安全に帰宅させることができると認めた場合は、別欄の①～②(①帰宅、②迎え待ち)にそって下校させます。
- (2) すでに戸外の通行が危険であると判断した場合は、全児童を戸外通行の危険が無くなるまで、学校に待機させます。

ホームページや携帯電話の緊急メールをご覧ください。

台風発生時等の児童の下校などの情報を載せます。

<http://www.kasugai.ed.jp/chuodai-e/i/index.htm>

(地震や東海地震注意情報等が発表された時)

- 1 地震の災害（授業を続けられないような）が起こった時の下校については、責任ある方が学校までお出迎えください。それまで、児童を学校に待機させます。
- 2 東海地震注意情報等が発表された時の下校についても、責任ある方が学校までお出迎えください。
- 3 登校以前に東海地震注意情報等が発表された場合は、それが解除されるまで授業がありません。登校させないでください。
 - (1) 暴風警報以外の警報（大雨警報、大雪警報等）は、原則として授業を行います
 - (2) 大雨警報・大雪警報等で、登校に危険があると各ご家庭で判断された時は、登校を見合わせ、学校に連絡してください。

また、状況によって授業を中止することがあります。この場合、ホームページや携帯電話の緊急メール等を利用し、速やかにお知らせします。

 - (3) 給食の有無については、その都度、連絡プリント等で連絡します。（午前7時の時点で暴風警報が発令されていたら給食はありません。）
 - (4) 暴風警報の発令が早い場合、児童が給食を食べずに下校することが考えられますので、昼食の準備をしておくなど宜しくお願いします。

※ “東海地震注意情報等”とは、地震情報として「東海地震注意情報」か「東海地震予知情報」が発令された場合です。

※ 資料（テレビやラジオ等を通して伝えられる情報）

小 ↓ 危 険 度 ↓ 大	情 報 名	主な防災対策
	東 海 地 震 観 測 情 報	○ 防災対策は、特にありません。 (通常通り、授業があります)
	東 海 地 震 注 意 情 報	○ 防災の準備がとられます。 ○ 気象庁において、判定会が開催されます。 (安全確保のために、お子さんを直接保護者の方に渡します。そのため、お迎えに来ていただきます。)
	東 海 地 震 予 知 情 報	○ 「警戒宣言」が発せられます。 (安全確保のために、お子さんを直接保護者の方に渡します。そのため、お迎えに来ていただきます。)

